

大規模なインバランス発生に伴う 保証金運用の開始について

関西電力送配電株式会社

2023年4月4日



1. インバランス発生に伴う保証金運用の導入経緯・・・	2	3
2. 保証金の預入を求める条件・・・・・・・・・・・・・・・・	4	
3. 保証金の預入金額について・・・・・・・・・・・・・・・・	5	
4. 保証金の預入および解約までのスケジュール・・・	6	
(参考) 託送供給等約款の変更内容・・・・・・・・	7	

1. インバランス発生に伴う保証金運用の導入経緯（1 / 2）

- 小売電気事業者さまによる**インバランス料金や託送料金の未納額は、2020年4月から2022年4月までの2年間で約450億円（全国）にも上る状況**です。（その金額の多くはインバランス料金）
- 大規模なインバランスが発生するほど、未収リスクが増大し、**最終的には託送料金**という形で**需要者の負担を招く**ことになりかねません。
- そのため、**インバランス料金の大規模な未払いを防止し、社会的負担の抑制を図る観点から、第75回制度設計専門会合にて、適切な解約に向けた運用が整理**されることとなりました。

2022年7月26日
第75回制度設計専門会合
資料8から抜粋 一部加工

インバランス料金・託送料金の未払いに伴う社会的な影響

- 小売電気事業者と一般送配電事業者が需要家へ電気を供給するために結んでいる託送契約について、小売電気事業者によるインバランス料金や託送料金の未払いが続く事例が散見されており、**その未納額は、2020年4月から2022年4月までの2年間で約450億円に上る状況（その金額の多くはインバランス料金）**。
- 一般送配電事業者は、小売電気事業者との託送契約について、約款上、インバランス料金等の未払いを理由として解約することができる。
- もともと、**現行の運用では、インバランスの発生からインバランス料金の支払期限の到来まで、3ヶ月程度の期間が必要となり、その結果、大規模のインバランスになるほど、一般送配電事業者における当該料金の未収リスクが増大し、最終的には託送料金という形で、広く需要家の負担を招くことになりかねない。**
- なお、**一般送配電事業者は、約款上、大規模なインバランスを発生させていることを理由として託送契約を解約することができるが、これまでの運用上、これを理由とした解約はなされてこなかったところ。**

今後の検討の方向性

- 小売電気事業者間での公正な競争の結果、事業者の撤退等は発生しうる。
- 一方で、需要家の保護や社会的負担の抑制を図ることは重要。そのため、**①事業開始時点から事業上のリスク管理の実施を求めるとともに、②事業開始後も、定期的にリスクを分析し、事業の持続可能性を事業者自らが確認していくこと、③事業の継続が困難な兆候が現れた場合には、需要家への丁寧な周知や支払い困難な費用の増大防止など、円滑な撤退を促していくこと、が必要ではないか。**
- そのため、例えば、以下のような点について、今秋中をメドに検討を進めてはどうか。
 - ①：小売登録審査において、市場リスク等の分析や、必要な対策の実施を求めること。
 - ②：小売電気事業者が、自らの事業の持続可能性を定期的に確認すること。また、その確認状況について、国が適切にモニタリングすること。
 - ③-1：小売電気事業から撤退する場合に、十分な周知期間を確保するなど需要家に丁寧な対応をとるよう、小売営業GL等を通じて小売電気事業者に求めること。
 - ③-2：**インバランス料金や託送料金の大規模な未払い等を防止し、社会的負担の抑制を図る観点から、一般送配電事業者による適切な解約に向けた運用の整理等を行うこと。**
- なお、海外でのストレステストに関する取組状況についても、今後更に調査を進める予定。

1. インバランス発生に伴う保証金運用の導入経緯（2 / 2）

- 第77回制度設計専門会合では、**インバランス料金の未収リスクを低減する方策**として、**保証金を必要に応じて求める**運用が示されました。
- ただし、現状の託送供給等約款には、**インバランスの増加を理由に保証金を求める旨が明示されていません**でした。
- そのため、インバランス料金の未収リスクに備えた**インバランスの増加を理由に保証金を求めることができる旨**を託送供給等約款に明記することが必要であることが示されました。

2022年9月26日
第77回制度設計専門会合
資料3から抜粋 一部加工

② - 1 保証金の請求事由について

- 現行の託送供給等約款上、未収リスク抑制の観点から、①料金の支払い延滞、②新たな供給開始、③契約電力等の増加の場合に、一般送配電事業者は必要に応じて保証金を求めることができると規定されているが、インバランスが大幅に増加等していることを理由に保証金を求めることは明示されていない。
- しかし、未収リスク抑制の観点から保証金が措置されていることに鑑みれば、大規模なインバランス料金が急増する可能性がある場合に、当該料金債権の未収リスクを低減する方策として、保証金を必要に応じて求めることを検討すべきではないか。
- 具体的には、インバランス料金の未収リスクに備えた保証金を求めることができる旨を明記する約款改定を行ってはどうか。

2. 保証金の預入を求める条件

- 保証金の預入を求める条件は以下のとおりです。
- 以下条件**を満たし、かつ、小売電気事業者さまの**事業継続への影響に鑑み、保証金を求める必要性を慎重に検討したうえで、保証金の預入を求めます。**

	条件
a	調達率が急激に低下 するなどして、 インバランス量が急増
b	インバランス量が大規模
c	一般送配電事業者によるインバランスの 改善要求に応じない

2022年9月26日
第77回制度設計専門会合
資料3から抜粋 一部加工

- また、約款の運用に当たっては、**a.調達率が急激に低下するなどしてインバランス量が急増し、b.インバランス量が大規模であり、c.一般送配電事業者によるインバランスの改善要求に小売電気事業者が応じない場合に、一般送配電事業者の判断で必要に応じて保証金を求めることとしてはどうか。**
- なお、上記の運用に当たっては、**小売電気事業者への事業継続への影響に鑑み、保証金を求める必要性を一般送配電事業者において慎重に検討した上で行うことが妥当ではないか。**

3. 保証金の預入金額について

- 保証金として預入を求める額は、小売電気事業者さまの事業継続への影響に鑑み、**「予想月額料金（接続供給料金）の3月分に相当する額を超えない範囲」**とします。
- ただし、運用開始後、**保証金の支払状況や未収リスクの解消状況等を踏まえ、必要に応じて見直すことがあります。**

2022年9月26日
第77回制度設計専門会合
資料3から抜粋 一部加工

- また、a.調達率が急激に低下するなどしてインバランス量が急増し、b.インバランス量が大规模であり、c.一般送配電事業者によるインバランスの改善要求に小売電気事業者が応じない場合に、一般送配電事業者が必要性を慎重に判断した上で保証金を求める運用とし、「予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲」として求める額は、過大とならないよう一般送配電事業者において慎重に検討の上、設定することとしてはどうか。また、保証金を求めた結果、小売電気事業者が支払わない場合、当該未払いを理由に解約することは許容されると解することが適当ではないか。
- なお、上記について、運用開始後、保証金の支払状況や未収リスクの解消状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととしてはどうか。

4. 保証金の預入および解約までのスケジュール

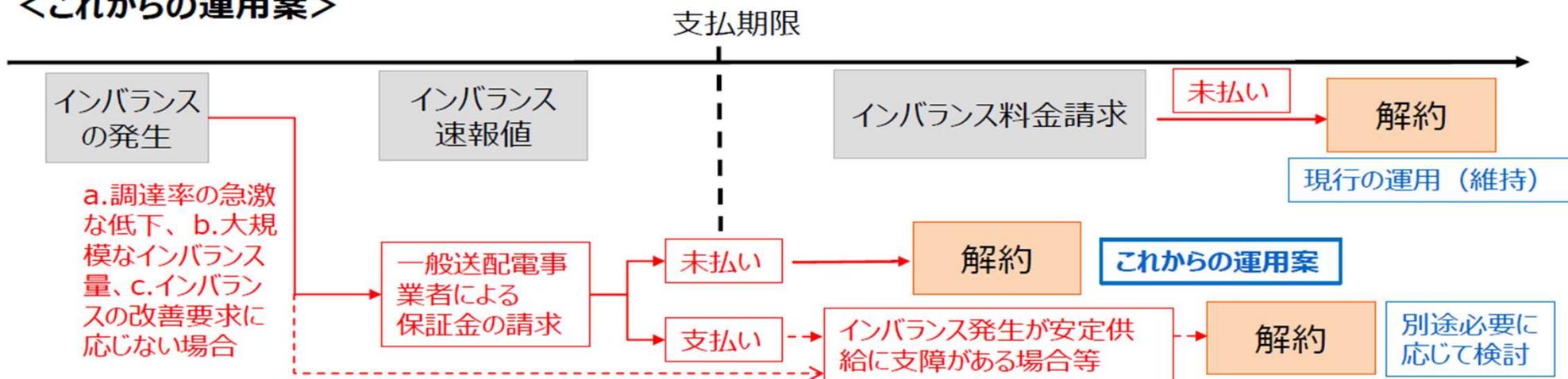
- 保証金の預入を求めた結果、保証金が**支払われない場合、一般送配電事業者は未払いを理由に接続供給契約を解約することが**可能となります。
- 保証金の請求から解約までのスケジュールは以下のとおりです。
- なお、2023年4月1日実施の託送供給等約款には、インバランスの増加等を理由に保証金を求めることができる旨を明記いたしました。

2022年9月26日
第77回制度設計専門会合
資料3から抜粋 一部加工

②－3 保証金未払いを理由とする解約について

- 小売電気事業者が保証金を支払わない場合、一般送配電事業者は託送供給契約を解約することがある旨約款上規定されている。
- そこで、大規模な未収リスクを抑制し、社会的負担の増大リスクの抑制を図る観点から、一般送配電事業者が保証金を求めた結果、小売電気事業者が支払わない場合、当該未払いを理由に解約することは許容されると解することが適当ではないか。

<これからの運用案>



(参考) 託送供給等約款の変更内容

35 保証金

(1) 契約者の場合は、次によります。

イ 当社は、次のいずれかに該当する場合で、必要と認められるときは、契約者から、接続供給の開始もしくは再開に先だて、または供給継続の条件として、それぞれ予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。

(イ) 料金の支払いの延滞があった場合

(ロ) 30分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって、30（電力および電力量の算定）(20)によって算定された値が著しく大きい場合または30（電力および電力量の算定）(20)によって算定される値が著しく大きくなることが想定される場合で、接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不相当と認められ、39（適正契約の保持等）(3)によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず、その求めに応じていただけないとき。

(ハ) 新たに接続供給を開始し、または契約電力等を増加される場合

ロ 契約者は、当社があらかじめ定め、通知した期日までに保証金を預けていただきます。

ハ 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。

ニ 当社は、接続供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を契約者の支払額に充当することがあります。

ホ 当社は、保証金について利息を付しません。

ヘ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ニにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

Thank you.

